

- **令和6年12月2日**以降、新規に保険証の発行はされません。
- 保険証の新規発行終了後に医療機関等を受診する際は、2つの方法があります。

※経過措置期間（令和6年12月2日～令和7年12月1日）は現在お持ちの保険証を引き続きお使いいただけます。



方法2 マイナ保険証を持っていない場合 資格確認書

マイナ保険証を持っていない等の場合、**資格確認書**をご提示いただくことで医療機関等が受診できます。

資格確認書発行対象の方

- ①マイナンバーカードを持っていない方
- ②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方
- ③マイナンバーを船員保険部へ届け出していない方
- ④資格確認書の発行を希望された方 等

資格確認書発行までの流れ

- **現行の保険証が発行されている方** ▶以下(1)～(2)の場合に発行します。

(1) 船員保険部の確認による発行

船員保険部にて上記の発行対象①～④であることが確認できた方は、令和7年6月に被保険者分、令和7年9月に被扶養者分を、船舶所有者を通じてお届けします。

(2) 船員保険資格確認書交付申請書の提出による発行

上記(1)以外で発行を希望される場合、船舶所有者を通じて交付申請書を船員保険部へご提出ください。(交付申請書は令和6年11月中旬に公開予定です。)

- **現行の保険証が発行されていない方** ▶以下(1)～(3)の場合に発行します。

(1) 船員保険資格取得届・被扶養者異動届での希望による発行

届出書中の「**資格確認書発行希望欄**※」にチェックを入れてご提出ください。

※「資格確認書発行希望欄」が記載された届出書は、令和6年11月中旬に公開予定です。

(2) 船員保険資格確認書交付申請書の提出による発行

(1)または(3)の方法以外で発行を希望される場合、船舶所有者を通じて交付申請書を船員保険部へご提出ください。

(3) 船員保険部の確認による発行

上記(1)または(2)の有無にかかわらず、船員保険部にて上記の発行対象①～④であることが確認でき次第、資格確認書を発行します。ただし、発行まで**最長1か月半程度**要することから、お急ぎの方は(1)または(2)での申請をお願いいたします。

■資格確認書イメージ

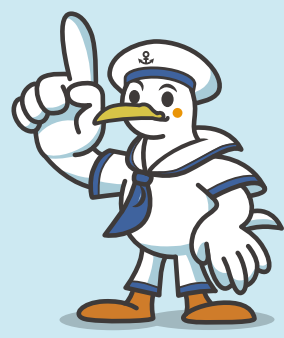
船員保険 資格確認書	本人(被保険者)
記号XXXXXXXXXX	番号XXXXXXXXX 枝番XX
氏名	XXXX XXXX
生年月日	XXXX XXXX
性別	平成X年X月X日
資格取得年月日	令和X年X月X日
有効期限	令和11年11月30日
保険者番号	02130011
保険者名称	全国健康保険協会船員保険部
保険者所在地	東京都千代田区富士土2-7-2

資格確認書の有効期限は最長5年です。有効期限内にご退職された場合は、資格確認書をお勤め先へ返却してください。有効期限が切れた資格確認書については、船舶所有者へ返却するか、ご自身で破棄してください。

◀材質・サイズ・形状は現行の保険証と同様です。
※変更になる場合があります。

船舶所有者の皆様へのお願い

- 船員保険の資格取得届及び被扶養者異動届は、10日以内に日本年金機構へご提出※ください。
※船員保険法施行規則上の義務です。
- 資格取得届及び被扶養者異動届のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。
※船員保険法施行規則において、船舶所有者は、届け出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。
- 船員の皆様に対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけていただきますようお願いいたします。



これってどうなる？ 保険証新規発行終了後



Q 今持っている保険証はいつまで使えますか？

A 保険証は、**新規発行終了から1年後の令和7年12月1日**まで引き続きお使いいただけます。
それ以降に医療機関等を受診する際は「マイナ保険証」、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ(またはマイナポータルの資格情報画面)」とマイナンバーカード」のいずれかをご提示いただくことになります。



Q 保険証を紛失しましたが、再交付してもらえますか？

A **保険証新規発行終了(令和6年12月2日)以降は、紛失したり棄損した場合でも、保険証の発行及び再交付はいたしません。**マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書(→中ページ参照)を発行しますので、船舶所有者様経由で資格確認書交付申請書をご提出ください。

Q マイナ保険証を持っていますが、高齢受給者証を紛失しました。再交付の手続きは必要ですか？

A **再交付の手続きは必要です。**オンライン資格確認を実施していない医療機関等を受診する場合や、マイナ保険証の読み取りができない場合には①マイナ保険証②資格情報のお知らせ(またはマイナポータルの資格情報(わたしの情報)画面)③高齢受給者証の提示が必要であるためです。
※マイナ保険証が通常通り利用できる医療機関等では高齢受給者証は不要です。

Q 船員保険の各種手続きに必要な記号番号はどこで確認できますか？

A **保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルのいずれかでご確認ください。**
(給付関係の申請書の場合) マイナンバーを記入し、「マイナンバーカード両面のコピー」または「番号確認書類※1+身元確認書類※2」を添付することでも申請が可能です。
(療養補償証明書の場合) 引き続き船舶所有者が記号番号を記載する必要があります。記号は同一の船舶所有者であれば共通の数字です。番号は日本年金機構が資格取得時に設定しています。

※1「個人番号通知のコピー」「住民票(マイナンバーの記載のあるもの)」「住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載のあるもの)」のうちどれか1つ

※2「運転免許証のコピー」「パスポートのコピー」「その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー」のうちどれか1つ

各種お問い合わせ先

▶「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバーカードに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

平日：9時30分から20時00分まで 土日祝：9時30分から17時30分まで
※「マイナンバーカードの紛失・盗難」によるカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。

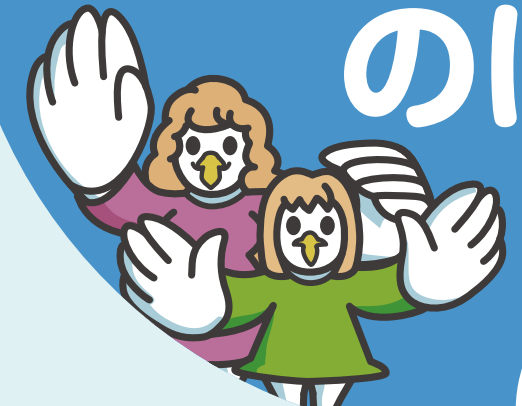
▶「マイナ保険証」「オンライン資格確認」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等に関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369

設置期間：令和6年9月2日～令和8年2月28日(予定) 平日：8時30分から17時15分まで(土日祝除く)
※日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語に対応予定です。

保険証新規発行
終了前に知っておきたい！

**マイナ保険証
のはなし**



令和6年12月2日
以降、新規に保険証の
発行はされません。
保険証新規発行終了後に
についてのご案内ですので、
必ずご一読ください。

※本冊子は令和6年7月25日時点の情報をもとに作成しております。
※記載内容は変更になる場合がございますのでご了承ください。

保険証の新規発行終了後、 医療機関等を受診するときは？

方法1

使わないと損!? マイナ保険証

お薬手帳を忘れて、今までの処方歴がわからない…
このまもらったお薬、あとどれくらい残ってる？
健診結果を病院へ提出すると言われたのに、忘れてしまった！

マイナ保険証なら… **より質の高い医療が受けられる！**

本人が同意すれば、初めてかかる医療機関等でも、特定健診や今まで処方されたお薬の情報を医師等と共有でき、より良い医療が受けられます。
複数の医療機関を利用していても、今までのお薬の情報を医師や薬剤師に共有できるので、お薬の重複や飲み合わせが悪い処方などをより正確に防げるようになります。

今までの健診結果を確認したいのに、なくしてしまった…

マイナ保険証なら… **自身の健康情報をいつでも確認できる！**

マイナポータルで過去の特定健診の結果や、投薬・医療費の情報が確認でき、日々の健康管理に役立ちます。

確定申告の医療費控除の手続きが面倒…

マイナ保険証なら… **オンラインで医療費控除がより簡単になる！**

マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の際の医療費控除がより簡単になります。

入院費、通院費が高額になり、支払いが不安。

マイナ保険証なら… **限度額を超える一時的な支払いが不要になる！**

本人が同意すれば、限度額適用認定証を提示しなくても、医療機関等での窓口負担額が高額療養費制度の限度額に抑えられます。

転職したけど、すぐに医療機関にかかりたい！

マイナ保険証なら… **保険証としてずっと使える！**

転職や陸上勤務・海上勤務の配置転換があった場合でも、保険証としてずっと使えます。
※転職や配置転換の際には、船舶所有者の求めに応じてマイナンバーを提出してください。

万が一の災害、保険証が手元にない！

マイナ保険証を登録しておくと… **災害時にも受診できます！**

災害時には、マイナンバーカードや保険証を持参しなくても、本人の同意があれば、医師・薬剤師は本人の船員保険の資格情報・薬剤情報・診療情報・特定健診情報等の閲覧が可能です。

- 経過措置期間（令和6年12月2日～令和7年12月1日）は現在お持ちの保険証を引き続きお使いいただけます。

マイナンバーカードの保険証利用登録方法

✓ 用意するもの

① マイナンバーカード

※マイナンバーカードの取得はこちらから

マイナンバー総合サイト



② お住まいの市区町村で設定した4桁のマイナンバーカードの暗証番号

③ マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

④ マイナポータルアプリ

※インストールはこちらから

iPhoneを
お使いの方



Androidを
お使いの方



✓ 簡単！3STEPで登録完了！

① マイナポータルアプリを起動し、ログイン

② 「登録状況の確認」から「健康保険証」を選択し、保険証利用の登録画面へ

③ 暗証番号を入力し、マイナンバーカードの読み取りをして登録完了！

※就職や転職をした場合は、すみやかにマイナンバーをお勤め先にご提出いただきますようお願いいたします。

✓ スマートフォンを持っていないときは？

医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーや、セブン銀行のATMからも登録が可能です。

マイナ保険証で医療機関等を受診する際の流れ

① マイナンバーカードをカードリーダーに入れます。

② 4桁の暗証番号または顔認証で本人確認を行います。

③ 同意事項（過去の診療内容や投薬情報等を医師等に共有するかなど）の確認と選択をします。

「資格情報のお知らせ」について

オンライン資格確認が使えない医療機関や、停電、ICチップ破損等の際は、「資格情報のお知らせ※」とマイナンバーカードをご提示いただくことで受診が可能です（**資格情報のお知らせのみでの受診はできません**）。

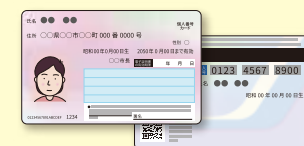
※「資格情報のお知らせ」は、令和6年9月と令和7年1月の2回に分けて、船舶所有者様へ送付予定です。個人ごとに封入されておりますので、船舶所有者様は被保険者様へお渡しいただきますようお願いいたします。

※「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能です。

※資格確認書の提示でも受診が可能です。詳しくは裏ページをご覧ください。

本人確認

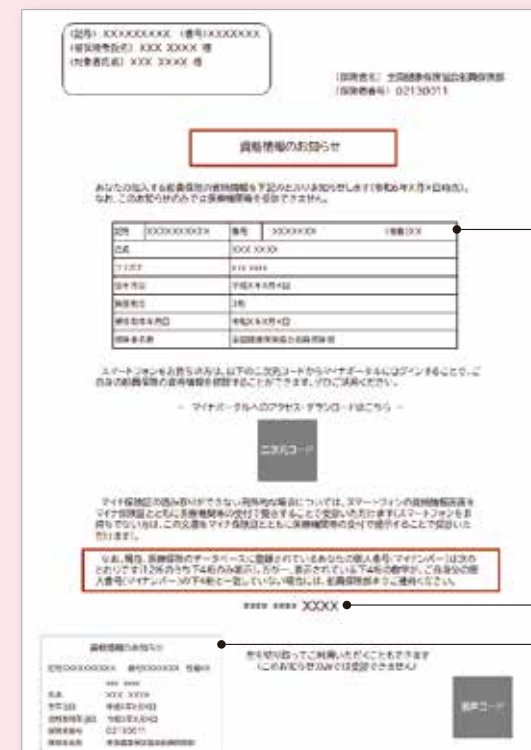
マイナンバーカード



資格情報

資格情報の
お知らせ

マイナポータルの
資格情報画面
（わたしの情報）



加入者様の記号・番号・枝番、氏名フリガナ、生年月日、負担割合、資格取得年月日、保険者名が記載されています。

マイナンバーの下4桁が記載されています。

※マイナンバー未提出等により、船員保険部が正確なマイナンバーを把握していない場合は記載していません。同封のマイナンバー申出書をご提出ください。

点線で切り取ってお使いいただけます。大切に保管してください。